

奈良市公報

号外第 9号

平成 17年 5月 25日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

規	則
奈良市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則...	1
奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	2
奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	11
奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則	11
奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
奈良市立診療所処務規則の一部を改正する規則	16
奈良市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則	16
奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則	16
奈良市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則	17
奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	18
奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則	21
奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則	21
奈良市都祁交流センター条例施行規則	21
奈良市針テラス情報館条例施行規則	33
奈良市温泉施設条例施行規則	40
奈良市月ヶ瀬観光会館条例施行規則	40
なら奈良館条例施行規則の一部を改正する規則	40
奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則...	41
奈良市農林漁業体験実習館条例施行規則	41
奈良市農産物加工センター条例施行規則	41
奈良市伝統的家屋交流施設条例施行規則	41
奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例施行規則	42
奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則	42
奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	42
奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則...	42
奈良市開発許可の基準に関する条例施行規則	43
奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則	44
市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及び地方公営企業法第 39条第 2 項の規定により市長	

が定める職に関する規則の一部を改正する規則	44
奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	44
奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則	45
奈良市職員公舎管理規則の一部を改正する規則	45
奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則	45
奈良市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則	48
奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則	48
奈良市都祁福祉センター条例施行規則	53
奈良市福祉奨学金支給規則の一部を改正する規則	58
奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	58
奈良市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則	59
奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則	59
奈良市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則...	59
奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	59
奈良市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	60

規 則

奈良市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 8号

奈良市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市都市公園条例施行規則（昭和 46年奈良市規則第 16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 5 条第 2 項後段」を「第 5 条第 1 項後段」に改める。

第 3 条中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 4 条中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示場所等）

第 4 条の 2 条例第 10条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定する規則で定める場所は、都市計画部街路公園課内とする。

（保管した工作物等を売却する方法）

第 4 条の 3 条例第 10条の 5 の規定による保管した工作

物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することがある。

2 市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 5 日前までに、次に掲げる事項を都市計画部街路公園課内に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示するものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 競争入札の日時、場所その他執行に係る事項
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第 1 項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく 3 人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に前項各号に規定する事項をあらかじめ通知するものとする。

4 市長は、第 1 項ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴するものとする。

別記第 7 号様式中 「公園施設設置（管理）工事完了届」を「公園施設設置（占用）工事完了届」に改め、「昭和」を削り、「奈良市長 様」を【あて先）奈良市長」に改める。

別記第 8 号様式中 「昭和」を削り、「奈良市長 様」を【あて先）奈良市長」に、「現状回復」を「原状回復」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17年 3月 17日 揭示済)

奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 9 号

奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市屋外広告物条例施行規則（平成 14年奈良市規則第 42号）の一部を次のように改正する。

第 11条の 2 第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 条例第 28条第 1 項第 1 号に規定する試験に合格した者

第 13条中 「第 24条第 2 項」の次に 「及び第 29条の 4 第 2 項」を加える。

第 14条及び第 15条を次のように改める。

（屋外広告業の登録申請）

第 14条 条例第 26条の 2 第 1 項に規定する登録申請書は、屋外広告業登録申請書（別記第 11号様式）とする。

2 条例第 26条の 2 第 2 項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書（別記第 12号様式）
- (2) 個人である場合においては、住民票の写し
- (3) 法人である場合においては、登記事項証明書
- (4) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第 28条第 1 項各号のいずれかに適合する者であることを証する書類の写し
- (5) 略歴書（別記第 12号様式の 2）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第 1 項の登録申請書のうち条例第 26条第 3 項の更新の登録に係るものは、登録の有効期間の満了の日の 30 日前までに市長に提出しなければならない。
（登録事項の変更の届出）

第 15条 条例第 26条の 6 第 1 項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（別記第 13号様式）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 条例第 26条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が法人である場合に限る。） 登記事項証明書

- (2) 条例第 26条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書

- (3) 条例第 26条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更 登記事項証明書、誓約書及び略歴書

- (4) 条例第 26条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更 誓約書及び略歴書

- (5) 条例第 26条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更 前条第 2 項第 4 号の書類の写し

第 15条の次に次の 3 条を加える。

（屋外広告業の廃業の届出）

第 15条の 2 条例第 26条の 7 第 1 項の規定による届出は、屋外広告業廃業届出書（別記第 14号様式）により行わなければならない。

（屋外広告業の標識）

第 15条の 3 条例第 28条の 2 に規定する規則で定める標識は、奈良市屋外広告業者登録票（別記第 14号様式の 2）のとおりとする。

（帳簿）

第 15条の 4 条例第 28条の 3 に規定する帳簿は、別記第 14号様式の 3 のとおりとする。

2 前項の帳簿に記載すべき事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。

3 第 1 項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同

じ。)は、広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第 1 項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

第 19条の見出しを【講習会修了者の認定】に改め、同条中「第 28条第 1 項第 4号」を「第 28条第 1 項第 5号」に改める。

別記第 1号様式、第 2号様式及び第 5号様式中

「 施 工 者 」	住 所		を
	氏 名	電話	

「 (屋 外 広 告 業 者) 施 工 者 」	住 所		に
	氏 名	奈良市屋外広告業登録 第 号 電話	

改める。

別記第 10号様式中「第 24条第 1 項」の次に「及び第 29条の 4 第 1 項」を加える。

別記第 11号様式及び第 12号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 14 条関係)

(表)
屋外広告業登録申請書 (新規・更新)

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名 印
電 話

次のとおり屋外広告業の登録 (更新の登録) を受けたいので、奈良市屋外広告物条例第 26 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

商号、名称又は氏名	法人・個人の別 1 法人 2 個人 生年月日 年 月 日
住 所	〒 電話

市内において営業を行う営業所の名称及び所在地

営業所の名称	営業所の所在地	電 話

業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

氏 名	営業所の名称

登録年月日	年 月 日	登録番号	奈良市屋外広告業登録 第 号
登録有効期間	年 月 日 ~	年 月 日	

(裏)

法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役職

氏名	役職

営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所

氏名	住所
	〒
生年月日 年 月 日	電話

他の地方公共団体における登録年月日及び登録番号

地方公共団体名	登録年月日	登録番号
	年 月 日	

注

- 1 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 印欄には、記入しないでください。

添付書類

- 1 誓約書
- 2 個人である場合においては、住民票の写し
- 3 法人である場合においては、登記事項証明書
- 4 登録申請者が選任した業務主任者が条例第28条第1項各号のいずれかに適合する者であることを証する書類の写し
- 5 登録申請者(法人である場合においてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。)の略歴書
- 6 その他市長が必要と認める書類

第 12 号様式 (第 14 条・第 15 条関係)

誓 約 書

登録申請者並びにその役員及び法定代理人は、奈良市屋外広告物条例第 26 条の 4 第 1 項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所
氏 名

印

別記第 12号様式の次に次の 1 様式を加える。
第 12号様式の 2 (第 14条・第 15条関係)

略 歴 書
(本人・法人の役員・法定代理人)

現住所	〒	
	電 話	
商号、名称又は氏名		生年月日 年 月 日
略 歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 印		

注 「本人・法人の役員・法定代理人」については、該当のところを で囲んでください。

別記第 13 号様式及び第 14 号様式を次のように改める。

第 13 号様式 (第 15 条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住 所

氏 名

印

電 話

屋外広告業について次の事項を変更したので、奈良市屋外広告物条例第 26 条の 6 第 1 項の規定により届け出ます。

登 録 番 号	奈良市屋外広告業登録 第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
商号、名称又は氏名	法人・個人の別 1 法人 2 個人 生年月日 年 月 日		
住 所	〒 電話		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

注 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

添付書類 (変更に係る事項を証する書類に限ります。)

- 1 誓約書
- 2 個人である場合においては、住民票の写し
- 3 法人である場合においては、登記事項証明書
- 4 登録申請者が選任した業務主任者が条例第 26 条第 1 項各号のいずれかに適合する者であることを証する書類の写し
- 5 登録申請者 (法人である場合においてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。) の略歴書
- 6 その他市長が必要と認める書類

第14号様式(第15条の2関係)

屋外広告業廃業届出書

年 月 日

(あて先)奈良市長

届出者 住所

氏名

印

電話

屋外広告業を廃業したので、奈良市屋外広告物条例第26条の7第1項の規定により届け出ます。

登録番号	奈良市屋外広告業登録 第 号
登録年月日	年 月 日
商号、名称又は氏名	法人・個人の別 1 法人 2 個人 生年月日 年 月 日
住所	〒 電話
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

注 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

第14号様式の3 (第15条の4関係)

注文者の名称又は氏名	
注文者の住所	〒
広告物の表示又はこれを提出する物件の設置場所	
広告物の表示又はこれを掲出する物件	名称又は種類
	数量
該当表示又は設置の年月日	年 月 日
請負金額	円

別記第14号様式の次に次の2様式を加える。
第14号様式の2 (第15条の3関係)

← 40センチメートル以上 →	
奈良市屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	奈良市屋外広告業者登録第 号
登録年月日	年 月 日
営業所名	
この営業所に置かれている業務主任者の氏名	

↑ 35センチメートル以上 ↓

3 平成17年度から平成21年度までの間における月々瀬
保育園の保育料（別表に規定するD₁からD₆までの階層
区分に該当する世帯に属する児童に係るものに限る。）

の額は、別表備考以外の部分の規定にかかわらず、次の
表の左欄に掲げる階層区分に応じ、同表の中欄に掲げる
年度においては、同表の右欄に掲げる額とする。

階層区分	年 度	保育料月額（円）		
		3歳未満児	3 歳 児	4歳以上児
D ₁	平成17年度	12,100	7,100	7,100
	平成18年度	12,100	7,100	7,100
	平成19年度	12,100	7,500	7,500
	平成20年度	12,100	7,900	7,900
	平成21年度	12,100	8,300	8,300
D ₂	平成17年度	19,600	7,100	7,100
	平成18年度	19,600	7,100	7,100
	平成19年度	19,600	9,200	9,200
	平成20年度	19,700	11,300	11,300
	平成21年度	19,800	13,400	13,400
D ₃	平成17年度	26,600	7,100	7,100
	平成18年度	26,600	7,100	7,100
	平成19年度	27,100	9,700	9,700
	平成20年度	27,600	12,300	12,300
	平成21年度	28,100	14,900	14,900
D ₄	平成17年度	26,600	7,100	7,100
	平成18年度	26,600	7,100	7,100
	平成19年度	29,600	10,300	10,300
	平成20年度	32,600	13,500	13,500
	平成21年度	35,600	16,700	16,700
D ₅	平成17年度	34,600	7,100	7,100
	平成18年度	34,600	7,100	7,100
	平成19年度	37,800	11,400	10,800
	平成20年度	41,000	15,700	14,500
	平成21年度	44,200	20,000	18,200
D ₆	平成17年度	44,600	7,100	7,100
	平成18年度	44,600	7,100	7,100
	平成19年度	44,800	11,900	11,400
	平成20年度	46,700	16,700	15,700
	平成21年度	50,900	21,500	20,000

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条・第4条関係)

保育所入所申込書

年 月 日

(あて先)奈良市長

保護者 住 所
氏 名
電話番号

印

入所希望 児 童	フリガナ		生年月日	性別	備 考		
	氏名			年 月 日	男・女			
入所希望 保育所名	(希望理由)							
	(希望理由)							
	(希望理由)							
保育の実施を希望する期間		年 月 日から		年 月 日まで				
保育の実施を 必要とする理由	父 親 の 状 況				母 親 の 状 況			
	1 外勤(正職員)		2 アルバイト・パート		1 外勤(正職員)		2 アルバイト・パート	
	3 就職内定		4 自 営		3 就職内定		4 自 営	
	5 内 職		6 学 生		5 内 職		6 学 生	
	7 疾 病		8 障がい		7 出 産		8 疾 病	
	9 同居者の介護				9 障がい		10 同居者の介護	
	10 不存在()				11 不存在()			
	11 求職中				12 求職中			
	12 その他				13 その他			
	入所希望 児童の 家庭状況	氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤務先の名称	所 在 地	電 話
			父					
			母					
生 活 保 護 の 状 況		受けていない・受けている(年 月 日開始)						
現住所に住むようになった年月日			年 月		前住所			
児 童 の 状 況	1 保育所以外の施設()に預けている。 2 家で現在は働いていない保護者が保育している。 3 その他()							

第 2 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

保育所入所承諾書

様

奈良市長 印

申し込みのありました保育所への入所については、次のとおり承諾します。

児 童 名		生 年 月 日	年 月 日
保 育 所 名		決 定 年 月 日	年 月 日
保 育 料	別途保育料決定通知書で通知します。		
内 容	入 所	階 層	
実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

備考

- 1 保護者の職業、家庭の状況、住所等について変更のあつたときは、速やかに までご連絡ください。
- 2 保育所を退所されるときは、必ず 1 箇月前までに申し出てください。
- 3 保育の実施期間中であつても保育所へ入所できる基準に該当しなくなつた場合には保育の実施を解除します。

別記第 5 号様式を次のように改める。
第 5 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

保育料決定 (変更) 通知書

様

奈良市長 印

年度の保育料について、次のとおり決定したので通知します。

児 童 名		生 年 月 日	年 月 日
保 育 所 名		決 定 年 月 日	年 月 日
実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
内 容	保 育 料		
4 月分		10月分	
5 月分		11月分	
6 月分		12月分	
7 月分		1 月分	
8 月分		2 月分	
9 月分		3 月分	

(注) 裏面の保育料についてお知らせを必ずお読みください。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市立診療所処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 13号

奈良市立診療所処務規則の一部を改正する規則

奈良市立診療所処務規則(昭和 43年奈良市規則第 41号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「午前 8 時 30分から午後 5 時 15分まで」を「別表のとおり」に改め、同条第 2 項第 1 号中「土曜日」の次に【奈良市立柳生診療所及び奈良市立田原診療所にあつては土曜日を除き、奈良市立都祁診療所にあつては毎月の第 1 土曜日及び第 3 土曜日を除く。】を加える。

第 4 条中「奈良市立奈良診療所」の次に「、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第 3 条関係)

診療所名	診 療 時 間
奈良市立 奈良診療 所	午前 8 時 30分から午後 5 時 15分まで
奈良市立 柳生診療 所	(1) 月曜日 午前 9 時から午後 4 時まで (2) 火曜日から木曜日まで 午前 9 時 30分 から午後 4 時まで (3) 金曜日 午前 9 時 30分から午後 3 時 まで (4) 土曜日 午前 9 時 30分から正午まで
奈良市立 田原診療 所	(1) 月曜日、水曜日及び金曜日 午前 9 時 30分から午後 3 時まで (2) 火曜日 午前 9 時 30分から正午まで (3) 木曜日 午前 9 時 30分から午後 3 時 まで及び午後 4 時から午後 7 時まで (4) 土曜日 午前 9 時 30分から正午まで
奈良市立 月ヶ瀬診 療所	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時 30分 から午後 4 時まで
奈良市立 都祁診療 所	午前 9 時から正午まで並びに月曜日、水曜 日及び金曜日の午後 5 時から午後 7 時まで

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 14号

奈良市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市保健センター条例施行規則(昭和 55年奈良市規則第 12号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「奈良市保健センター(以下「センター」という。)」を「センター」に、「できる」を「ある」に改める。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(都祁保健センターの事業の実施場所)

第 3 条 奈良市都祁保健センターにおける事業は、当該センターのほか、奈良市月ヶ瀬福祉センターにおいても実施するものとする。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 15号

奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正)

第 1 条 奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(平成 14年奈良市規則第 14号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして【施行期日】を付し、附則に次の 1 項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和 33年 5月奈良県規則第 31号)の規定により交付されている施術所開設届出済証、出張業務開始届出済証及び滞り業務開始届出済証並びに現に同規則の規定により行われているこれらの届出済証の書換え及び再交付の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により交付された届出済証並びにこの規則の規定により行われた届出済証の書換え及び再交付の申請とみなす。

(奈良市柔道整復師法施行細則の一部改正)

第 2 条 奈良市柔道整復師法施行細則(平成 14年奈良市規則第 16号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして【施行期日】を付し、附則に次の 1 項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

- 2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に柔道整復師法施行細則(昭和 45年 12月奈良県規則第 74号)の規定により交付されている柔道整復師施術所開設届出済証及び現に同規則の規定により行われている当該届出済証の再交付の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により交付された届出済証及びこの規則の規定により行われた届出済証の再交付の申請とみなす。

(奈良市薬事法施行細則の一部改正)

- 第 3条 奈良市薬事法施行細則(平成 14年奈良市規則第 24号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1項とし、同項に見出しとして【施行期日】を付し、附則に次の 1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

- 2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に薬事法施行細則(平成 12年 12月奈良県規則第 32号)の規定により行われている一般販売業管理者兼務許可及び特例販売業の許可の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により行われた一般販売業管理者兼務許可及び特例販売業の許可の申請とみなす。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 16号

奈良市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則

(奈良市狂犬病予防法施行細則の一部改正)

- 第 1条 奈良市狂犬病予防法施行細則(平成 14年奈良市規則第 18号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

- 3 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に月ヶ瀬村長又は都祁村長に対して行っている犬の登録申請、狂犬病予防注射済票の再交付申請その他の行為は、当該編入の日以後においては、この規則の規定により市長に対して行った犬の登録申請、狂犬病予防注射済票の再交付申請その他の行為とみなす。

(奈良市美容師法施行細則の一部改正)

- 第 2条 奈良市美容師法施行細則(平成 14年奈良市規則第 22号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1項とし、同項に見出しとして【施行期日】を付し、附則に次の 1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

- 2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に美容師法施行細則(平成 10年 3月奈良県規則第 29号)の規定により交付されている美容所検査確認済証及び現に同規則の規定により行われている当該確認済証の再交付の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により交付された確認済証及びこの規則の規定により行われた確認済証の再交付の申請とみなす。

(奈良市理容師法施行細則の一部改正)

- 第 3条 奈良市理容師法施行細則(平成 14年奈良市規則第 23号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1項とし、同項に見出しとして【施行期日】を付し、附則に次の 1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

- 2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に理容師法施行細則(平成 10年 3月奈良県規則第 28号)の規定により交付されている理容所検査確認済証及び現に同規則の規定により行われている当該確認済証の再交付の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により交付された確認済証及びこの規則の規定により行われた確認済証の再交付の申請とみなす。

(奈良市クリーニング業法施行細則の一部改正)

- 第 4条 奈良市クリーニング業法施行細則(平成 14年奈良市規則第 19号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1項とし、同項に見出しとして【施行期日】を付し、附則に次の 1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

- 2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現にクリーニング業法施行細則(平成 13年 10月奈良県規則第 26号)の規定により交付されているクリーニング所検査確認済証及び現に同規則の規定により行われている当該確認済証の再交付の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により交付された確認済証及びこの規則の規定により行われた確認済証の再交付の申請とみなす。

(奈良市温泉法施行細則の一部改正)

- 第 5条 奈良市温泉法施行細則(平成 14年奈良市規則第 62号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1項とし、同項に見出しとして【施行期日】を付し、附則に次の 1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

- 2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に温泉法施行細則(平成 14年 3月奈良県規則第 81号)の規定により交付されている温泉利用許可証及び現に同規則の規定により行われている温泉利用許可の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務

に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により交付された許可証及びこの規則の規定により行われた温泉利用許可の申請とみなす。

(奈良市食品衛生法施行細則の一部改正)

第 6 条 奈良市食品衛生法施行細則(平成 14 年奈良市規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして【施行期日】を付し、附則に次の 1 項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に奈良県食品衛生法施行細則(昭和 50 年 4 月奈良県規則第 1 号)の規定により交付されている営業許可証並びに現に同規則の規定により行われている営業許可の申請及び営業許可証の再交付の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により交付された営業許可証並びにこの規則の規定により行われた営業許可の申請及び営業許可証の再交付の申請とみなす。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日 掲 示 済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 17 号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則(昭和 34 年奈良市規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式及び第 3 号様式を次のように改める。

第 2号様式 (第 12条関係)

課
出張所
行政センター

支給予定日	年 月 日		
被保険者証 記号 番号	奈 1	・ 戸籍簿照合により確認 ・ 母子手帳 ・ 住民票により確認	確認者

出産育児一時金支給申請書

金額	円			
出生児	出生 年 月 日	種 別	1 出 生	
	出生児氏名		2 死 産 週	
関係事項	生母氏名	資格取得年月日 年 月 日		
振替先金融機関	支店・出張所名	預金の種別	口座番号	口座名義人(申請者)
	本 店 支 店 出 張 所	1 普 通 2 当 座 3 その他		フリガナ

上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者(世帯主)

住 所

氏 名

印

電話 _____

(あて先) 奈良市長

事務処理欄

(注) 振替口座が世帯主名義以外の場合は、委任状又は申立書を添付してください。

第 3 号様式 (第 12 条関係)

支給予定日	年 月 日			課 出張所 行政センター
被保険者証 記号 番号	奈 1	・ 埋火葬許可書 ・ 死亡診断書	・ 戸籍簿照合により確認 ・ 住民票により確認	確認者

葬 祭 費 支 給 申 請 書

金額	円			
死亡者 関係事項	死亡年月日	年 月 日		葬儀執行年月日
				年 月 日
	死亡者氏名	性別	申請者の続柄 (死亡された方からみて)	
		男・女		
振替先金融機関	支店・出張所名	預金の種別	口座番号	口座名義人(申請者)
	本 店 支 店 出 張 所	1 普 通 2 当 座 3 その他		フリガナ

上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者(葬儀執行人)

住 所

氏 名

印

電話 _____

(あて先) 奈良市長

事務処理欄

(注) 振替口座が申請者名義以外の場合は、委任状又は申立書を添付してください。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 18号

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(昭和 55年奈良市規則第 20号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「出張所に」を「出張所及び行政センターに」に改める。

別記第 3 号様式中「までに市民課、(西部・東部・北部)出張所へ」を「までに へ」に改める。

別記第 10号様式中「特参して、市民課・出張所へ」を「特参して、 へ」に改める。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 19号

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成 5 年奈良市規則第 42号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「市役所本庁」の次に【月ヶ瀬行政センター又は都祁行政センターの所管区域内の団体については、当該団体の所在地を所管する行政センター】を加える。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市都祁交流センター条例施行規則をここに公布する。
平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 20号

奈良市都祁交流センター条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市都祁交流センター条例(平成 17年奈良市条例第 40号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。
(開館時間)

第 2 条 交流センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、4 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあっては、使用者の申出により午後 10 時まで延長することができる。

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。
(休館日)

第 3 条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178号)に規定する国民の祝日(以下「国民の祝日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い国民の祝日でない日)

(2) 第 2・第 4 火曜日

(3) 国民の祝日

(4) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(使用の承認等の申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定により交流センターの使用の承認を受けようとする者は、奈良市都祁交流センター使用承認申請書(別記第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 使用者は、承認を受けた事項(使用内容及び附属設備の事項に限る)を変更しようとする場合は、奈良市都祁交流センター使用変更承認申請書(別記第 2 号様式)に次条第 1 項の承認書を添えて市長に提出しなければならない。

3 前 2 項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において行う。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 多目的ホール、多目的イベント広場を使用する場合
使用しようとする日(引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前 6 箇月に当たる日から使用日前 10 日に当たる日までの間

(2) 前号に掲げる施設以外の施設を使用する場合
使用日の属する月の初日前 3 箇月に当たる日から使用日の前日までの間。ただし、前号の施設と併せて使用する場合は、同号の期間

(使用承認書の交付等)

第 5 条 市長は、交流センターの使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、奈良市都祁交流センター使用承認書(別記第 3 号様式。以下「承認書」という。)又は奈良市都祁交流センター使用変更承認書(別記第 4 号様式。以下「変更承認書」という。)を交付するものとする。

2 使用者は、交流センターの使用に当たっては、承認書及び変更承認書(変更承認書の交付を受けた者に限る。以下同じ。)を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(使用期間)
第 6 条 条例別表に規定する施設及び別表に規定する附属設備(以下「施設等」という。)の使用期間は、引き続き 3 日を超えることはできない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
2 前項の使用期間の算定に当たっては、休館日を含まないものとする。
(使用時間の延長)
第 7 条 使用者は、やむを得ない理由により、承認に係る使用時間を超えて施設等を使用する必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
(使用の取消し)
第 8 条 使用者は、施設等の使用を取り消そうとする場合は、奈良市都祁交流センター使用取消届(別記第 5 号様式。以下「使用取消届」という。)に承認書及び変更承認書を添えて市長に提出しなければならない。
(附属設備の使用料)
第 9 条 条例別表の 2 の規定による規則で定める附属設備について当該規則で定める額は、別表のとおりとする。
(使用料の納付)
第 10 条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。
2 第 7 条の規定による使用時間の延長の承認を受けて施設等を使用する場合の使用料は、その使用が終わる時までに納付しなければならない。
(使用料の減免)
第 11 条 条例第 8 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市都祁交流センター使用料減免申請書(別記第 6 号様式)に承認書及び変更承認書を添えて市

別表(第 6 条・第 9 条関係)

長に提出しなければならない。
2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定した場合は、奈良市都祁交流センター使用料減免決定通知書(別記第 7 号様式)を交付するものとする。
(使用料の還付)
第 12 条 条例第 9 条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその還付の率は、次に定めるとおりとする。
(1) 条例第 6 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当し、使用することができなくなった場合 100 分の 100
(2) 多目的ホール又は多目的イベント広場の使用料については、使用者から使用日前 30 日までに使用取消届があった場合 100 分の 50
(3) 前号に掲げる施設以外の施設の使用料については、使用者から使用日前 3 日までに使用取消届があった場合 100 分の 50
(4) 附属設備の使用料については、使用者から条例別表に規定する施設の使用日前 3 日までに各施設の使用取消届があった場合 100 分の 100
2 使用者は、使用料の還付を受けようとする場合は、奈良市都祁交流センター使用料還付申請書(別記第 8 号様式)に承認書、変更承認書及び領収書を添えて市長に提出しなければならない。
3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定した場合は、奈良市都祁交流センター使用料還付決定通知書(別記第 9 号様式)を交付するものとする。
(補則)
第 13 条 この規則に定めるもののほか、交流センターの管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。
附 則
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

区分	附属設備の名称	単位	1日当たりの使用料 (単位・円)
舞 台 設 備	折りたたみ机	1 台	100
	椅子	1 脚	50
	金びょうぶ	1 双	1,000
	反響板	1 台	200
	ピアノ	1 台	5,000
	平台(コマ有り)	1 台	200
	平台(コマなし)	1 台	100
	箱馬	1 台	50
音 響 ・ 映 像 設	マイク(ただし、会議等 2 本までは無料)	1 本	200
	ビデオプロジェクター	1 式	2,000
	(LD・ビデオ・16mm映写機・スライド)		
	カセットデッキ・CDデッキ	1 式	500
	ビデオデッキ(生活実習室・大広間)	1 台	500
	移動放送設備	1 式	500
	カラオケ	1 式	2,000

備	OHP	1	台	500
	スクリーン	1	台	500
	AVルーム(ビデオカセットダビング)	1	本	500
照明設備	地明かり(作業灯)	1	式	無料
	サスペンションライト	1	式	500
	スポットライト	1	式	500
	水平ライト(バックスクリーン)	1	式	500
	ピンスポット	1	台	500
その他	茶道具	1	式	1,000

備考

- 1 照明設備・マイクの使用料は、午前(9:00~12:00)午後(13:00~17:00)又は夜間(18:00~21:00)の各時間帯における使用ごとに1回として算定する。
- 2 この表の使用料には、カラーフィルター、カセットテープ等の消耗器材費及びピアノ調律等の特別に必要な人件費は含まない。

別記

第 1 号様式 (第 4 条関係)

奈良市都祁交流センター使用承認申請書

受付第 号
年 月 日

(あて先) 奈良市長

使用者 住所 _____
 団体名 _____
 氏名又は代表者名 _____
 電話 () _____
 使用責任者 _____

次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用承認を受けたいので申請します。

使用目的			入場予定人員	人			
使用内容			出演予定人員	人			
			主催者人員	人			
使用日	使用施設	使用区分 (=本番 =準備)					施設使用料 (円)
		午前	午後	夜間	開場	開演	
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
申請内容	普通使用	減免使用	施設使用料 (A)				
入場方法	指定席	自由席	整理券	附属設備使用料 (B)			
	招待券	その他 ()		合計 (A) + (B)			
入場料等 徴収の有無	徴収しない。		徴収する。 (円)				
承認条件							
特記事項							

注意事項

- 1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。
- 2 特別の設備をする場合は、特記事項欄に記入してください。

承認番号 第 号
年 月 日

第 2 号様式 (第 4 条関係)

奈良市都祁交流センター使用変更承認申請書

受 付 第 号
年 月 日

(あて先) 奈良市長

使用者 住 所 _____
団体名 _____
氏名又は代表者名 _____
電 話 () _____
使用責任者 _____

次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用変更承認を受けたいので申請します。

変 更 理 由	
変 更 事 項	
使用承認の年月 日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
その他必要な事項	
承 認 条 件	

注意事項

- 1 使用変更の承認は、使用内容及び附属設備の事項に限ります。
- 2 太線内のみ記入してください。
- 3 使用承認書を添付してください。

承認番号 第 号
年 月 日

第 3 号様式 (第 5 条、第 8 条、第 10 条、第 1 条、第 12 条関係)

奈良市都祁交流センター使用承認書

使用者 住所 _____
 団体名 _____
 氏名又は代表者名 _____ 様
 電話 () _____
 使用責任者 _____

次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用を承認します。

奈良市長 _____ 印

使用目的							入場予定人員	人	
使用内容							出演予定人員	人	
							主催者人員	人	
使用日	使用施設	使用区分 (= 本番 = 準備)						施設使用料 (円)	
		午前	午後	夜間	開場	開演	終演		
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
申請内容	普通使用	減免使用						施設使用料 (A)	
入場方法	指定席	自由席	整理券						附属設備使用料 (B)
	招待券	その他 ()						合計 (A) + (B)	
入場料等 徴収の有無	徴収しない。			徴収する。 (円)					
承認条件									
特記事項									

注意事項

- この承認書は、当日施設を使用する前に必ず受付に提示してください。
- 虚偽の申請等があった場合は、使用承認を取り消すことがあります。
- 使用に際しては、奈良市都祁交流センター条例及び同施行規則を遵守し、係員の指示に従ってください。

承認番号 第 _____ 号
 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第 4号様式 (第 5条、第 8条、第 1条、第 12条関係)

奈良市都祁交流センター使用変更承認書

使用者 住所 _____
団体名 _____
氏名又は代表者名 _____ 様
電話 () _____
使用責任者 _____

次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用変更を承認します。

奈良市長 _____ 印

変更理由	
変更事項	
使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
その他必要な事項	
承認条件	

注意事項

- 1 この承認書は、当日施設を使用する前に必ず受付に提示してください。
- 2 虚偽の申請等があった場合は、使用承認を取り消すことがあります。

承認番号 第 _____ 号
年 月 日

第 5 号様式 (第 8 条・第 12 条関係)

奈良市都祁交流センター使用取消届

受 付 第 号
年 月 日

(あて先) 奈良市長

使用者	住 所

	団体名

	氏名又は代表者名

	電 話 ()

次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用を取り消したいので届出します。

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
使用取消しの理由	

注意事項

使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

第 6号様式 (第 1条関係)

奈良市都祁交流センター使用料減免申請書

受付第 号
年 月 日

(あて先) 奈良市長

使用者 住所 _____
団体名 _____
氏名又は代表者名 _____
電話 () _____

次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用料の減免を受けたいので申請します。

使用目的	
使用内容	
使用日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで
主催者	
使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
減免の理由	

注意事項

使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

第 7 号様式 (第 1 条関係)

奈良市都祁交流センター使用料減免決定通知書

使用者 住 所
団体名
氏名又は代表者名 様
電 話 ()

奈良市都祁交流センターの使用料の減免については、奈良市都祁交流センター条例第 8 条の規定に基づき、割減額・免除することを決定しました。

奈良市長 印

使 用 目 的	
使 用 内 容	
使 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで
主 催 者	
使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
減 免 の 理 由	

通 知 第 号
年 月 日

第 8 号様式 (第 12 条関係)

奈良市都祁交流センター使用料還付申請書

受 付 第 号
年 月 日

(あて先) 奈良市長

使用者 住 所 _____
団体名 _____
氏名又は代表者名 _____
電 話 () _____

次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
使用料納付年月日	年 月 日
納 付 済 額	円
還 付 申 請 の 理 由	

還付の内訳

奈良市都祁交流センター条例第 9 条本文の規定を適用し、還付しません。
奈良市都祁交流センター条例施行規則第 12 条第 1 項第 号の規定を適用し、使用料 _____ 円
を還付します。

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書、使用変更承認書及び領収書を添付してください。

通 知 第 号
年 月 日

第 9 号様式 (第 12 条関係)

奈良市都祁交流センター使用料還付決定通知書

使用者 住 所
団体名
氏名又は代表者名 様
電 話 ()

奈良市都祁交流センターの使用料の還付については、次のとおり決定しました。

奈良市長 _____ 印

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
使用料納付年月日	年 月 日
納付済額	円
還付申請の理由	

還付の内訳

奈良市都祁交流センター条例第 9 条本文の規定を適用し、還付しません。
 奈良市都祁交流センター条例施行規則第 12 条第 1 項第 _____ 号の規定を適用し、使用料 _____ 円
 を還付します。

通 知 第 _____ 号
年 月 日

(平成 17年 3月 30日 揭示済)

奈良市針テラス情報館条例施行規則をここに公布する。
平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 21号

奈良市針テラス情報館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市針テラス情報館条例(平成 17年奈良市条例第 41号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 情報館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 4月から 10月まで 午前 9時から午後 6時まで
- (2) 11月から 3月まで 午前 9時から午後 5時まで

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することがある。

(休館日)

第 3 条 情報館の休館日は、12月 31日から翌年 1月 4日までとする。

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、臨時に休館し、又は開館することがある。

(使用の承認等の申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定により情報館の使用承認を受けようとする者は、奈良市針テラス情報館使用承認申請書(別記第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合は、奈良市針テラス情報館使用変更承認申請書(別記第 2 号様式)に次条第 1 項の承認書を添えて市長に提出しなければならない。

3 前 2 項の申請書の受付は、使用しようとする日(引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日という。以下「使用日」という。)の属する月の初日前 6 箇月に当たる日から使用日前 5 日に当たる日までの間において行う。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(使用承認書の交付等)

第 5 条 市長は、情報館の使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、奈良市針テラス情報館使用(変更)承認書(別記第 3 号様式。以下「承認書」という。)を交付するものとする。

2 使用者は、情報館の使用に当たっては、承認書を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(使用期間)

第 6 条 情報館の使用期間は、引き続き 6 月を超えることはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の取消し)

第 7 条 使用者は、施設等の使用を取り消そうとする場合は、奈良市針テラス情報館使用取消届(別記第 4 号様式。以下「使用取消届」という。)に承認書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第 8 条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。

(使用料の還付)

第 9 条 条例第 8 条ただし書の規定により使用料の還付をする場合及びその還付の率は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 6 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当し、使用することができなくなった場合 100分の 100
- (2) 使用者から使用日前 30 日前までに使用取消届があった場合 100分の 50

2 使用者は、使用料の還付を受けようとする場合は、奈良市針テラス情報館使用料還付申請書(別記第 5 号様式)に承認書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定した場合は、奈良市針テラス情報館使用料還付決定通知書(別記第 6 号様式)を交付するものとする。

(損傷等の届出)

第 10 条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用終了の届出)

第 11 条 使用者は、情報館の使用が終わったときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、情報館の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 4 条関係)

奈良市針テラス情報館使用承認申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 氏 名
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)
住 所
電 話

次のとおり、奈良市針テラス情報館 P R 展示コーナーを使用したいので申請します。

使用年月日	年 月 日 ~ 年 月 日		
使用目的		使用幅又は 使用面積	m ㎡
使用内容の 概 要			
使用料	円		

注意事項

- 1 使用年月日は、準備及び撤去の日も含めてください。
- 2 使用内容の概要については、具体的に記入してください。
- 3 使用料は、月単位で算定します。
- 4 太線内のみ記入してください。

第 2号様式 (第 4条関係)

奈良市針テラス情報館使用変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

使用者 氏 名
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)
住 所
電 話

次のとおり、奈良市針テラス情報館 P R 展示コーナーの使用変更承認を受けたいので申請します。

変 更 事 項	
変 更 理 由	
使用承認日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
摘 要	

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書を添付してください。

第 3 号様式 (第 4 条・第 5 条・第 7 条 - 第 9 条関係)

第 号
年 月 日

奈良市針テラス情報館使用 (変更) 承認書

氏 名 様
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)
住 所
電 話

奈良市長 印

年 月 日付けで申請のあった奈良市針テラス情報館 P R 展示コーナーの使用 (変更) については、次のとおり承認します。

使 用 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日		
使 用 目 的		使 用 幅 又 は 使 用 面 積	m m
使 用 料	円		
承 認 条 件			
備 考			

第 4号様式 (第 7条関係)

奈良市針テラス情報館使用取消届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

使用者 氏 名
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)
住 所
電 話

年 月 日付け 第 号で承認のあった奈良市針テラス情報館 P R 展示コーナーの
使用について、次のとおり取り消したいので届け出ます。

使 用 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
取 消 理 由	
備 考	

注意事項

使用承認書を添付してください。

第 5 号様式 (第 9 条関係)

奈良市針テラス情報館使用料還付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

使用者 氏 名
 (団体の場合はその名称及び代表者氏名)
 住 所
 電 話

次のとおり、奈良市針テラス情報館 P R 展示コーナーの使用料の還付を申請します。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
還付を受けようとする理由			
既 納 額	円	還 付 申 請 額	円
決定内容 奈良市針テラス情報館条例第 8 条本文の規定により還付しません。 奈良市針テラス情報館条例施行規則第 9 条第 1 項第 号の規定により既納の使用料の 10% の を 還付します。			
還付決定額		円	

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書を添付してください。

第 6号様式 (第 9条関係)

奈良市針テラス情報館使用料還付決定通知書

年 月 日

氏 名 様
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)
住 所
電 話

奈良市長

印

奈良市針テラス情報館 P R 展示コーナーの使用料の還付については、次のとおり決定しました。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
還付を受けようとする理由			
既 納 額	円	還 付 申 請 額	円
決定内容 奈良市針テラス情報館条例第 8 条本文の規定により還付しません。 奈良市針テラス情報館条例施行規則第 9 条第 1 項第 号の規定により既納の使用料の 100分の を 還付します。			
還付決定額		円	

(平成 17 年 3 月 30 日 掲示済)

奈良市温泉施設条例施行規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 22 号

奈良市温泉施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市温泉施設条例(平成 17 年奈良市条例第 42 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

第 2 条 温泉施設の開場時間は、次のとおりとする。

- (1) 月ヶ瀬温泉は、午前 10 時 30 分から午後 9 時までとする。ただし、入場は、午後 8 時 30 分までとする。
- (2) フィットネスバードは、午前 10 時から午後 9 時までとする。ただし、入場は、午後 8 時 30 分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開場時間又は入場時間を変更することがある。

(休場日)

第 3 条 温泉施設の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 月ヶ瀬温泉
 - ア 第 1 及び第 3 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
 - イ 6 月及び 12 月の第 1 火曜日の翌日
 - ウ 12 月 30 日から翌年 1 月 1 日まで
- (2) フィットネスバード
 - ア 1 月から 4 月まで及び 6 月から 10 月までの末日(その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)
 - イ 5 月及び 11 月の末日に最も近い連続する 2 日間で、そのいずれもが土曜日又は日曜日に当たらない日
 - ウ 12 月 31 日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場し、若しくは開場することがある。

(回数券)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項に規定する回数券の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 大人券(12 枚つづり) 6,000 円
- (2) 小人券(12 枚つづり) 3,000 円

(会員)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項に規定する会員になろうとする者は、年会費の支払いの際、運転免許証その他住所が確認できる書面を提示しなければならない。ただし、法人については、この限りでない。

- 2 会員に会員カードを交付する。
- 3 会員は、フィットネスバードを利用するときは、会員

カードの提示(法人にあっては、法人向け施設利用券の提出)をしなければならない。

(損傷の届出)

第 6 条 利用者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(職員)

第 7 条 月ヶ瀬温泉に必要な職員を置く。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるほか、温泉施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日 掲示済)

奈良市月ヶ瀬観光会館条例施行規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 23 号

奈良市月ヶ瀬観光会館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市月ヶ瀬観光会館条例(平成 17 年奈良市条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 会館の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することがある。

(休館日)

第 3 条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 木曜日
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することがある。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日 掲示済)

なら奈良館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 24 号

なら奈良館条例施行規則の一部を改正する規則

なら奈良館条例施行規則(平成 12 年奈良市規則第 72 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

館の休館日は、12月 29日から翌年 1月 3日までとする。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日 揭示済)

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 25号

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則
奈良市中小企業資金融資規則(昭和 39年奈良市規則第 15号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「別記第 1 号様式」を「別記様式」に改める。

第 9 条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 10 条第 2 項中「、奈良市中小企業資金融資保証決定報告書(別記第 4 号様式)により」を削る。

別記第 1 号様式中「奈良市長様」を【(あて先)奈良市長】に改め、同様式を別記様式とする。

別記第 2 号様式から別記第 4 号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市中小企業資金融資規則第 9 条及び第 10 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る分から適用する。

(平成 17年 3月 30日 揭示済)

奈良市農林漁業体験実習館条例施行規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 26号

奈良市農林漁業体験実習館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市農林漁業体験実習館条例(平成 17年奈良市条例第 46号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第 2 条 体験実習館の休館日及び開館時間は、管理受託者があらかじめ市長の承認を得て定める。

2 管理受託者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、館内において体験実習館を利用する者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用の届出)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による届出は、体験実習館に備付の利用届出簿に必要な事項を記入することにより行わなければならない。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、体験実習館の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日 揭示済)

奈良市農産物加工センター条例施行規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 27号

奈良市農産物加工センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市農産物加工センター条例(平成 17年奈良市条例第 47号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第 2 条 加工センターの休館日及び開館時間は、管理受託者があらかじめ市長の承認を得て定める。

2 管理受託者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、加工センター内において利用者が見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用の届出)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による届出は、加工センターに備付の利用届出簿に必要な事項を記入することにより行わなければならない。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、加工センターの管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日 揭示済)

奈良市伝統的家屋交流施設条例施行規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 28号

奈良市伝統的家屋交流施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市伝統的家屋交流施設条例(平成 17年奈良市条例第 49号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第 2 条 交流施設の休館日及び開館時間は、管理受託者があらかじめ市長の承認を得て定める。

2 管理受託者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、交流施設内において利用者が見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用の届出)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による届出は、交流施設

に備付けの利用届出簿に必要事項を記入することにより行わなければならない。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、交流施設の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例施行規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 29号

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例(平成 17年奈良市条例第 50号。以下 条例)という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開場期間)

第 2 条 広場利用施設の開場期間は、管理受託者があらかじめ市長の承認を得て定める。

2 管理受託者は、広場利用施設の開場期間を定めたときは、広場利用施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用の届出)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による届出は、広場利用施設に備付の利用届出簿に必要事項を記入することにより行わなければならない。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、広場利用施設の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 30号

奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和 48年奈良市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 農道整備事業の項を次のように改める。

農道整備事業	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	100分の 25
--------	---------------------	----------

中山間地域総合整備事業 100分の 33.34

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 31号

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 奈良市建築基準法施行細則(平成元年奈良市規則第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 を第 6 条の 5 とし、第 6 条の 2 を第 6 条の 4 とし、第 6 条の次に次の 2 条を加える。

(施行規則第 1 条の 3 第 10 項第 3 号の規定により市長が規則で定める場合)

第 6 条の 2 施行規則第 1 条の 3 第 10 項第 3 号の規定により市長が規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 9 号及び第 10 号に掲げる開発行為に係るものである場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、施行規則第 1 条の 3 第 10 項に規定する書面に相当する書類が添付されている場合

2 前項の規定は、市長が施行規則第 1 条の 3 第 10 項に規定する書面を必要と認める場合については、適用しない。

(施行規則第 1 条の 3 第 11 項第 4 号の規定により市長が規則で定める場合)

第 6 条の 3 施行規則第 1 条の 3 第 11 項第 4 号の規定により市長が規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 10 号までに掲げる開発行為に係るものである場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、施行規則第 1 条の 3 第 11 項に規定する書面に相当する書類が添付されている場合

2 前項の規定は、市長が施行規則第 1 条の 3 第 11 項に規定する書面を必要と認める場合については、適用しない。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 32号

奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市都市景観条例施行規則（平成 2年奈良市規則第 21号）の一部を次のように改正する。

第 11条第 1号中「第 56条の 10第 1項」を「第 78条第 1項」に、「第 69条第 1項」を「第 109条第 1項」に、「第 70条第 1項」を「第 110条第 1項」に改める。

第 17条第 14号中「第 56条の 10第 1項」を「第 78条第 1項」に、「第 57条第 1項」を「第 92条第 1項」に、「第 69条第 1項」を「第 109条第 1項」に、「第 70条第 1項」を「第 110条第 1項」に改める。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

（平成 17年 3月 30日揭示済）

奈良市開発許可の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 33号

奈良市開発許可の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第 1条 この規則は、奈良市開発許可の基準に関する条例（平成 17年奈良市条例第 11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第 2条第 1項第 3号の規則で定める道路の幅員）

第 2条 条例第 2条第 1項第 3号の規則で定める区域内の主要な道路の幅員及び当該道路が接続する区域外の道路の幅員は、6メートル（災害の防止、通行の安全等に支障がないと認められる場合にあつては、おおむね 4メートル）以上とする。

（条例第 2条第 1項第 5号及び条例第 4条第 1項第 1号の規則で定める区域）

第 3条 条例第 2条第 1項第 5号及び条例第 4条第 1項第 1号の規則で定める区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 地すべり等防止法（昭和 33年法律第 30号）第 3条第 1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44年法律第 57号）第 3条第 1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12年法律第 57号）第 8条第 1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (4) 農地法（昭和 27年法律第 229号）第 4条第 2項第 1号口に掲げる農地
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44年法律第 58号）第 8条第 2項第 1号に規定する農用地区域
- (6) 文化財保護法（昭和 25年法律第 214号）第 109条第 1項に規定する史跡名勝天然記念物に係る地域
- (7) 森林法（昭和 26年法律第 249号）第 25条第 1項本文又は第 25条の 2 第 1項の規定により指定された保安林（同法第 30条及び第 30条の 2 の規定により告示

された保安林予定地を含む。）の区域

- (8) 自然公園法（昭和 32年法律第 161号）第 13条第 1項の規定により指定された特別地域
- (9) 古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法（昭和 41年法律第 1号）第 6条第 1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区
- (10) 奈良県立自然公園条例（昭和 41年 12月奈良県条例第 23号）第 10条第 1項の規定により指定された特別地域
- (11) 奈良県文化財保護条例（昭和 52年 3月奈良県条例第 26号）第 38条第 1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物に係る地域
- (12) 前各号に掲げるもののほか、都市計画法施行令（昭和 44年政令第 158号）第 8条第 1項第 2号口から二までに掲げる土地の区域として市長が定める区域（条例第 2条第 3項及び条例第 4条第 3項の規定による告示の方法等）

第 4条 条例第 2条第 3項（同条第 4項及び条例第 3条第 2項において準用する場合を含む。）及び条例第 4条第 3項（同条第 4項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、市役所前掲示板に掲示して行うものとする。

2 条例第 2条第 3項（同条第 4項及び条例第 3条第 2項において準用する場合を含む。）の規定により、次に掲げる図書を、都市整備部開発指導課において公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 告示の内容を記載した書類
- (2) 土地の区域（建築物の用途を指定する場合にあつては、当該指定に係る土地の区域を含む。次条において同じ。）の位置図（縮尺 20,000分の 1 以上のもの）
- (3) 土地の区域の区域図（縮尺 5,000分の 1 以上のもの）（条例第 3条第 1項第 3号の規則で定める建築物）

第 5条 条例第 3条第 1項第 3号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和 25年法律第 201号）別表第 2（ろ）項第 2号に掲げる建築物
- (2) 建築基準法別表第 2（は）項第 5号及び第 6号に掲げる建築物
- (3) 研究所、事務所及び倉庫で床面積の合計が 300平方メートル以内のもの
- (4) 工場（建築基準法別表第 2（と）項第 3号、（り）項第 3号及び（ぬ）項第 1号に掲げるものを除く。）で床面積の合計が 300平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が 150平方メートル以内のものに限る。）
- (5) 当該地域の産業の振興に寄与するものとして市長が定める事業を営む工場で床面積の合計が 300平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が 150平方メートル以内のものに限る。）

（条例第 5条第 1項第 4号の規則で定める事項）

第 6条 条例第 5条第 1項第 4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地利用計画の名称及び区域
- (2) 土地利用計画の目標
- (3) 土地利用の基本方針
- (4) 次に掲げる区域
 - ア 自然環境の保全を図るべき区域
 - イ 森林として保全を図るべき区域
 - ウ 農地として保全を図るべき区域
 - エ 集落として生活環境の保全を図るべき区域
 - オ 地域の活性化に資するため機能の整備を図るべき区域

(5) その他市長が必要と認める事項
(条例第 5 条第 2 項の規則で定める図書)

第 7 条 条例第 5 条第 2 項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 特別指定区域の位置図(縮尺 25,000分の 1 以上のもの)
- (2) 特別指定区域の区域図(縮尺 2,500分の 1 以上のもの)
- (3) 次に掲げる区域を明らかにした土地利用計画図
 - ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域
 - イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域
 - ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域
 - エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域
 - オ 地域の活性化に資するため多様な機能の整備を図るべき区域
- (4) 関係住民及び利害関係人の意見書
- (5) 団体の規約等
- (6) 役員名簿
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17年 4月 1 日から施行する。
(奈良市開発行為等の規制に関する規則の一部改正)
- 2 奈良市開発行為等の規制に関する規則(平成 2 年奈良市規則第 9 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条中「都市計画法施行令第 31 条ただし書の規定による面積等を定める条例(平成 15 年奈良市条例第 21 号)」を「奈良市開発許可の基準に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 11 号)、奈良市開発許可の基準に関する条例施行規則(平成 17 年奈良市規則第 33 号)」に改める。
(平成 17 年 3 月 30 日 告示済)

奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 34 号

奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則
奈良市消防職員委員会規則(平成 8 年奈良市規則第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「14 人」を「16 人」に改め、同条第 2 号中「10 人」を「12 人」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日 告示済)

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及び地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 35 号

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及び地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則(市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則の一部改正)

第 1 条 市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則(昭和 28 年奈良市規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

本則第 1 号中「部長」の次に「及び理事」を加え、本則第 2 号中「及び参事」を「、参事及び浄水場長」に改め、本則第 3 号中「、室長及び西部営業所長」を削り、本則第 4 号中「主任」を「室長、西部営業所長及び主幹」に改める。

(地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定により市長が定める職に関する規則の一部改正)

第 2 条 地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定により市長が定める職に関する規則(昭和 41 年奈良市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

本則第 1 号中「部長」の次に「及び理事」を加え、本則第 2 号中「及び参事」を「、参事及び浄水場長」に改め、本則第 3 号中「、室長及び西部営業所長」を削り、本則第 4 号中「主任」を「室長、西部営業所長及び主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日 告示済)

奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 36 号

奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則(昭和 55 年奈良市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

3 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に月ヶ瀬村及び都祁村において行われているシステム処理は、当該編入の日以後においては、この規則の規定により決定され、市長の決裁を受けたシステム処理とみなす。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 31日 掲示済)

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 37号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成 2年奈良市規則第 27号)の一部を次のように改正する。

第 15条の 2 第 2 項中「第 4 号」を「第 5 号」に改め、第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中「(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。)」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する非常勤嘱託職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。第 6 号において同じ。)において 5 日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤嘱託職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間)の範囲内の期間

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 31日 掲示済)

奈良市職員公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 38号

奈良市職員公舎管理規則の一部を改正する規則

奈良市職員公舎管理規則(昭和 56年奈良市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

名 称	位 置
月ヶ瀬職員公舎	奈良市月ヶ瀬尾山 2,790 番地

別表を次のように改める。

別表(第 5 条関係)

名 称	入 居 費
月ヶ瀬職員公舎	月 額 12,000円

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 31日 掲示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 39号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 43年奈良市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 8 級の項から 1 級の項を次のように改める。

8 級	1 課長又は室長の職務 2 主幹の職務 3 消防署長の職務 4 消防副署長の職務
9 級	1 相当の経験を有する課長又は室長の職務 2 相当の経験を有する主幹の職務 3 選挙管理委員会事務局長の職務 4 農業委員会事務局長の職務 5 相当の経験を有する消防署長の職務 6 文化財防災官の職務 7 高等学校事務長の職務 8 中部公民館長又は西部公民館長の職務 9 月ヶ瀬診療所長の職務
10 級	1 部長の職務 2 部次長の職務 3 参事の職務 4 人権文化推進室長の職務 5 保健所次長の職務 6 J R 奈良駅周辺開発事務所長の職務 7 西部出張所次長の職務 8 監査委員事務局長の職務 9 生涯学習センター館長の職務 10 中央図書館長又は西部図書館長の職務 11 議会事務局次長の職務
11 級	1 相当の経験を有する部長の職務 2 理事の職務 3 保健所長の職務

- 4 議会事務局長の職務
- 5 消防長の職務
- 6 西部出張所長の職務
- 7 都祁診療所長の職務

8 行政センター所長の職務

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 管理職手当に関する規則(昭和 42年奈良市規則第 17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中

「西部出張所長」を「西部出張所長
都祁診療所長
行政センター所長」に、

「北部出張所長」を「北部出張所長
月ヶ瀬診療所長」に、

「主 幹」を「主 幹
国際交流室長
国民年金室長」に改め、同表学校その他

の教育機関の項を次のように改める。

学校その他の教育機関	生涯学習センター館長 中央図書館長 西部図書館長	給料月額に 100分の 18を乗じて得た額
	高等学校事務長 生涯学習センター次長 中部公民館長 西部公民館長	給料月額に 100分の 15を乗じて得た額
	主 幹	給料月額に 100分の 12を乗じて得た額
	西部図書館次長 北部図書館長 主 査	給料月額に 100分の 10を乗じて得た額

(奈良市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第 3 条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和 28年奈良市規則第 6号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 往診手当の項中「職員」を「医師である職員」に改める。

(職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和 27年奈良市規則第 12号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 17 年 3 月 31 日 掲示済)

奈良市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 40 号

奈良市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則
奈良市社会福祉法施行細則(平成 14 年奈良市規則第 49 号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして【施行期日)】を付し、附則に次の 1 項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に法の規定に基づいて奈良県知事に対して行われている申請その他の行為で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により行われた申請その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 17 年 3 月 31 日 掲示済)

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 41 号

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市月ヶ瀬福祉センター条例(平成 16 年奈良市条例第 54 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 センターの開館時間は、次項に定めるものを除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、第 2・第 4 土曜日は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 条例第 3 条第 3 号に掲げる事業に実施に係る開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

3 市長は、特に必要があると認める場合は、前 2 項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次項に掲げるものを除き、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する国民の祝日の翌日(その日が日曜日及び火曜日に当たるときを除く。)

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 条例第 3 条第 3 号に掲げる事業の実施に係る休館日は、

次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

3 市長は、特に必要があると認める場合は、前 2 項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に施設の一部又は一部を休館し、若しくは開館することがある。

(使用承認の申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定によりセンターの使用承認を受けようとする者は、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用(使用変更)承認申請書(別記第 1 号様式。以下「承認申請書」という。)2 通を指定管理者に提出しなければならない。

2 次に掲げる施設を使用しようとする者は、前項の規定にかかわらず、口頭等により使用承認の申請をするものとする。

(1) パターゴルフ場

(2) グラウンドゴルフ場

3 前 2 項の申請の受付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間又は期日において行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 談話室、料理実習室、会議室、ゲートボール場、ミニグラウンド又はグラウンド(多目的広場)を使用する場合

使用しようとする日の 1 月前から 3 日前までの間

(2) パターゴルフ場又はグラウンドゴルフ場を使用する場合

使用しようとする日

4 第 1 項の申請の受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとし、第 2 項の申請の受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、休館日は受け付けない。

(使用承認)

第 5 条 指定管理者は、センターの使用を承認したときは、前条第 1 項の規定により提出された承認申請書のうち 1 通に承認印(別記第 2 号様式)を押して申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、前条第 2 項の申請を承認したときは、前項の規定にかかわらず、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用券(別記第 3 号様式。以下「使用券」という。)を申請者に交付するものとする。

(承認書等の携帯)

第 6 条 使用者は、センターを使用するときは、前条第 1 項の規定により交付を受けた承認申請書(以下「承認書」という。)又は使用券を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用変更又は取消し)

第 7 条 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、承認申請書 2 通に承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 使用者は、センターの使用を取り消そうとするときは、

その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(使用料の納付)

第 8 条 使用者は、承認書又は使用券の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 9 条 条例第 8 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料減免申請書(別記第 4 号様式)に承認書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定したときは、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料減免決定通知書(別記第 5 号様式)を申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第 10 条 条例第 9 条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその還付の率は、次に定めるとおりとする。

(1) 条例第 6 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当し、使用することができなくなった場合 100分の 100

(2) 談話室、料理実習室、会議室、ゲートボール場、ミニグラウンド又はグラウンド(多目的広場)の使用については、使用者から使用しようとする日の前日までに第 7 条第 2 項の規定による使用の取消しの届出があった場合 100分の 50

2 使用料の還付を受けようとする者は、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料還付申請書(別記第 6 号様式)に承認書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定したときは、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料還付決定通知書(別記第 7 号様式)を申請者に交付するものとする。

(損傷等の届出)

第 11 条 センターを利用する者は、センターの資料又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(使用終了の届出)

第 12 条 使用者は、センターの施設の使用が終わったときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 4 条 - 第 10 条関係)

年 月 日

奈良市月ヶ瀬福祉センター使用 (使用変更) 承認申請書

(あて先) 指定管理者

氏 名

(団体の場合はその名称及び代表者氏名)

住 所

電 話

次のとおり奈良市月ヶ瀬福祉センターを使用 (使用変更) したいので申請します。

使 用 目 的 (変 更 理 由)		
使 用 日 時	年 月 日 (曜 日) 時 从 年 月 日 (曜 日) 時 まで	
使 用 人 数	人	
使 用 責 任 者	住所 氏名 電話	
使 用 室 ・ 施 設	談話室 ゲートボール場	料理実習室 ミニグラウンド
摘 要	会議室 グラウンド	
使 用 料	円	承 認 印
承 認 条 件		

太線内のみ記入してください。

第4号様式(第9条関係)

年 月 日

奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料減免申請書

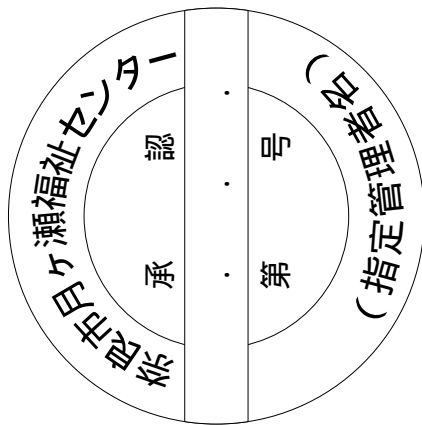
(あて先) 奈良市長

氏 名
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)
住 所
電 話

次のとおり、奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用料の減免を申請します。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
使用室・施設			
使用日時	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)	時から 時まで
減免を受けようとする理由			
減免申請額	円	納付済額	円
次の欄には記入しないでください。			
決定内容			

第2号様式(第5条関係)



第3号様式(第5条、第6条、第8条、第10条関係)

No.		No.	
奈良市月ヶ瀬福祉センター 使用副券		奈良市月ヶ瀬福祉センター 使用券	
使用施設名	使用施設名	年 月 日	年 月 日
使用日	使用日	円	円
使用料	使用料		
		奈 良 市	奈 良 市

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料還付申請書

(あて先) 奈良市長

氏 名
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)
住 所
電 話

次のとおり、奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用料の還付を申請します。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
使用をとりやめた室・施設			
還付を受けようとする理由			
既 納 額	円	還付申請額	円
決定内容 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例第9条本文の規定により還付しません。 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則第10条第1項の規定により既納の使用料の100分の100を還付します。			
還付決定額			円

太線内のみ記入してください。

第5号様式(第9条関係)

第 年 月 日

奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料減免決定通知書

様

氏 名
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)
住 所
電 話

奈良市長

印

年 月 日付で申請のあった奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用料の減免については、奈良市月ヶ瀬福祉センター条例第9条の規定に基づき、次のとおり減 割減額・免除することを決定しました。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
使用室・施設			
使用日時	年 月 日(曜日)	時から	時まで
減免の理由			
減 免 額	円	納付済額	円
次の欄には記入しないでください。			
決定内容			

第 7号様式 (第 10条関係)

年 月 日

奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料還付決定通知書

氏 名 様

(団体の場合はその名称及び代表者氏名)

住 所

電 話

奈良市長 印

奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用料の還付については、次のとおり決定しました。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
使用をとりやめた室・施設			
還付の理由			
納付済額	円	還付額	円
決定内容	奈良市月ヶ瀬福祉センター条例第 9 条本文の規定により還付しません。 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則第 10 条第 1 項の規定により既納の使用料の 100 分の 100 を還付します。		
還付決定額	円		

(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市都祁福祉センター条例施行規則をここに公布する。
平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 42号

奈良市都祁福祉センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市都祁福祉センター条例 (平成 17 年奈良市条例第 25 号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 センターの開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 多目的施設及び入浴施設以外の施設については、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、6 月 1 日から 9 月 30 日までの間 (以下「夏期間」という。) は、午前 9 時から午後 9 時まで
- (2) 多目的施設については、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、夏期間は、午前 9 時から午後 8 時まで
- (3) 入浴施設については、午前 11 時から午後 4 時 (入場は午後 3 時 30 分) まで。ただし、夏期間は、午前 11 時から午後 8 時 (入場は午後 7 時 30 分まで)

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することがある。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する国民の祝日の翌日 (その日が日曜日及び火曜日に当たるときを除く。)
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで。ただし、入浴施設は、12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に施設の全部若しくは一部を休館し、若しくは開館することがある。(使用承認の申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定によりセンターの使用承認を受けようとする者は、奈良市都祁福祉センター使用 (使用変更) 承認申請書 (別記第 1 号様式。以下「承認申請書」という。) 2 通を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請の受付は、使用しようとする日の 1 月前から 3 日前までの間において行う。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 第 1 項の申請の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、休館日は受け付けない。

(使用承認)

第 5 条 市長は、センターの使用を承認したときは、前条第 1 項の規定により提出された承認申請書の 1 通に承認印 (別記第 2 号様式) を押して申請者に交付するものと

する。

2 使用者は、センターを使用するときは、前項の規定により交付を受けた承認申請書（以下「承認書」という。）を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用変更又は取消し）

第 6 条 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、承認申請書 2 通に承認書を添えて市長に提出しなければならない。

2 使用者は、センターの使用を取り消そうとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（入浴施設の利用方法）

第 7 条 入浴施設を利用する者は、あらかじめ奈良市都祁福祉センター入浴券（別記第 3 号様式。以下「入浴券」という。）の交付を受けなければならない。

（使用料の納付）

第 8 条 使用者及び入浴施設を利用する者は、承認書又は入浴券の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第 9 条 条例第 7 条第 3 項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市都祁福祉センター使用料減免申請書（別記第 4 号様式）に承認書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定したときは、奈良市都祁福祉センター使用料減免決定通知書（別記第 5 号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用料の還付）

第 10 条 条例第 8 条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその還付の率は、次に定めるとおりとする。

(1) 条例第 6 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当し、使用することができなくなった場合 100 分の 100

(2) 多目的施設、会議室、研修室又は和室の使用については、使用者から使用しようとする日の前日までに第 6 条第 2 項の規定による使用の取消しの届出があった場合 100 分の 50

2 使用料の還付を受けようとする者は、奈良市都祁福祉センター使用料還付申請書（別記第 6 号様式）に承認書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定したときは、奈良市都祁福祉センター使用料還付決定通知書（別記第 7 号様式）を申請者に交付するものとする。

（損傷等の届出）

第 11 条 センターを利用する者は、センターの資料又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（使用終了の届出）

第 12 条 使用者は、センターの施設の使用が終わったときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

（補則）

第 13 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に

関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式(第4条 - 第10条関係)

年 月 日

奈良市都祁福祉センター使用(使用変更)承認申請書

(あて先)奈良市長

氏名

(団体の場合はその名称及び代表者氏名)

住所

電話

次のとおり奈良市都祁福祉センターを使用(使用変更)したいので申請します。

使用目的 (変更理由)		
使用日時	年 月 日(曜日) 時から 年 月 日(曜日) 時まで	
使用人数	人	
使用責任者	住所 氏名 電話	
使用室・施設	多目的施設 会議室 研修室 和室	
摘要		
使用料	円	承認印
承認条件		

太線内のみ記入してください。

第4号様式(第9条関係)

年 月 日

奈良市都祁福祉センター使用料減免申請書

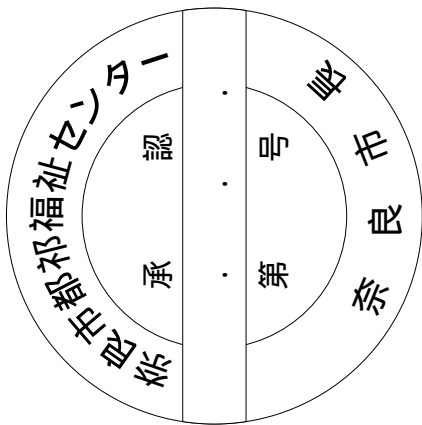
(あて先) 奈良市長

氏 名
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)
住 所
電 話

次のとおり、奈良市都祁福祉センターの使用料の減免を申請します。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
使用室・施設			
使用日時	年 月 日(曜日)	時から	時まで
減免を受けようとする理由			
減免申請額	円	納付済額	円
次の欄には記入しないでください。			
決定内容			

第2号様式(第5条関係)



第3号様式(第7条 - 第10条関係)

No.	No.
奈良市都祁福祉センター 入浴券	奈良市都祁福祉センター 入浴券
使用施設名	使用施設名
使用日	使用日
使用料	使用料
年 月 日	年 月 日
円	円
奈良市	奈良市

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

奈良市都祁福祉センター使用料還付申請書

(あて先) 奈良市長

氏 名
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)
住 所
電 話

次のとおり、奈良市都祁福祉センターの使用料の還付を申請します。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
使用をとりやめた室・施設			
還付を受けようとする理由			
既 納 額	円	還付申請額	円
決定内容			
奈良市都祁福祉センター条例第9条本文の規定により還付しません。			
奈良市都祁福祉センター条例施行規則第9条第1項の規定により既納の使用料の10分の100を還付します。			
還付決定額			円

太線内のみ記入してください。

第5号様式(第9条関係)

第 年 月 日

奈良市都祁福祉センター使用料減免決定通知書

氏 名 様
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)
住 所
電 話

奈良市長

印

年 月 日付で申請のあった奈良市都祁福祉センターの使用料の減免については、奈良市都祁福祉センター条例第7条第3項の規定に基づき、次のとおり割引減額・免除することを決定しました。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
使用室・施設			
使用日時	年 月 日(曜日)	時から	時まで
減免の理由			
減 免 額	円	納付済額	円
次の欄には記入しないでください。			
決定内容			

第7号様式(第10条関係)

年 月 日

奈良市都祁福祉センター使用料還付決定通知書

氏名 様

(団体の場合はその名称及び代表者氏名)

住所

電話

奈良市長 印

奈良市都祁福祉センターの使用料の還付については、次のとおり決定しました。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
使用をとりやめた室・施設			
還付の理由			
既納額	円	還付額	円
決定内容	奈良市都祁福祉センター条例第9条本文の規定により還付しません。 奈良市都祁福祉センター条例施行規則第9条第1項の規定により既納の使用料の100分の100を還付します。		
還付決定額	円		

(平成17年3月31日揭示済)

奈良市福祉奨学金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市規則第43号

奈良市福祉奨学金支給規則の一部を改正する規則

奈良市福祉奨学金支給規則(昭和60年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)若しくは高等専門学校又はこれらに準ずる学校(市長が指定したものに限る。)(以下「高等学校」という。)に在学していること。

第2条第2項第1号中「又は大学」を削る。

第3条を次のように改める。

(福祉奨学金の額)

第3条 福祉奨学金の額は、月額5,000円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年度においてこの規則による改正前の奈良市

福祉奨学金支給規則の規定に基づき、福祉奨学金の支給を受けた者(中途退学者を除く。)で同規則第2条第1項第1号イに該当するものに対する福祉奨学金については、同号イに規定する大学の修業期間内に限り、なお従前の例による。

(平成17年3月31日揭示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市規則第44号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市児童福祉法施行細則(平成14年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして(施行期日)を付し、附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

- 2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に法の規定に基づいて奈良県知事又はその管理に属する機関に対して行われている申請その他の行為で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの並びに月ヶ瀬村長及び都祁村長に対して行われている申請その他の行為は、同日以後においては、この規則の相当規定により行われた申請その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 45号

奈良市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市老人憩の家条例施行規則(昭和 4年奈良市規則第 70号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「利用許可を」を「利用承認を」に、
「利用許可申請書」を「利用承認申請書」に改め、同条第 2 項中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第 5 条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条中「利用許可を」を「利用承認を」に、「利用許可書」を「利用承認書」に改める。

第 6 条第 1 項中「許可を」を「承認を」に、「利用変更許可申請書」を「利用変更承認申請書」に改め、同条第 2 項中「許可したとき」を「承認したとき」に、「利用変更許可書」を「利用変更承認書」に改め、同条第 3 項中「許可」を「承認」に改める。

別記第 1 号様式中

「 許 可 を 承 認 に、 奈良市長 氏 変更許可」を「 変更承認」
名様を【あて先】奈良市長に、「許可」を「承認」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可第 号」を「承認第 号」に改める。

別記第 2 号様式中

「 許 可 を 承 認 に、 許可第 号」を「承認第 号」に、「許可します」を「承認します」に、「利用許可」を「利用承認」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、既に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 46号

奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則(平成 10

年奈良市規則第 34号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (17) 社会福祉法人大和会
- (18) 社会福祉法人広瀬福祉会

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 47号

奈良市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則(奈良市老人福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 奈良市老人福祉法施行細則(平成 14年奈良市規則第 51号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める。
(奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則の一部改正)

第 2 条 奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則(平成 3年奈良市規則第 36号)の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中 「 痴 ほう の 状 況 」 を 「 認 知 症 の 状 況 」 に改める。

(奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則の一部改正)

第 3 条 奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則(平成 12年奈良市規則第 29号)の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中 「 痴 ほう の 状 況 」 を 「 認 知 症 の 状 況 」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 48 号

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する
規則

奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62 年奈良市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

- 3 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に法の規定に基づいて奈良県知事又はその管理に属する機関に対して行われている申請その他の行為で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの並びに月ヶ瀬村長及び都祁村長に対して行われている申請その他の行為は、同日以後においては、この規則の相当規定により行われた申請その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 17 年 3 月 31 日揭示済）

奈良市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 49 号

奈良市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する
規則

奈良市知的障害者福祉法施行細則（昭和 62 年奈良市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

- 3 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に法の規定に基づいて奈良県知事又はその管理に属する機関に対して行われている申請その他の行為で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの並びに月ヶ瀬村長及び都祁村長に対して行われている申請その他の行為は、同日以後においては、この規則の相当規定により行われた申請その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 17 年 3 月 31 日揭示済）